

妊娠期間中
1人1回無料

令和3年度八幡市妊婦歯科検診のお知らせ



妊娠中の方を対象に、令和3年8月2日から妊婦歯科検診を開始します。

妊娠するとホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなるため、口腔内の健康管理に気をつけましょう。妊娠中の口腔内のケア習慣は、生まれてくる赤ちゃんのお口のお手入れにも繋がっていきます。この機会にぜひ受診してください。

- 対象者 八幡市に住民登録のある妊婦の方
つわりが落ち着いた安定期頃からの受診をおすすめします
- 回数 妊娠期間中に1回
- 検診場所 八幡市内の指定医療機関
※里帰り先や市内指定医療機関以外の医療機関では受診できません
- 内容 問診、歯科検診、検診結果に基づく保健指導
- 費用 無料
※治療行為が必要な場合、治療費はご本人の負担（保険診療）となります。
- 持ち物 八幡市妊婦歯科検診票
母子健康手帳
健康保険証など本人確認のできるもの



○注意事項

- 受診日の時点で市外に転出されている方、転入時に前住所地で妊婦歯科検診（助成）を受けてきた方は、本検診の対象となりません。
- 検診票を使用せずに歯科検診を受診した場合の費用の払い戻しはできません。
- 受診結果は、受診された医療機関から八幡市に送付され、市において保存し、必要に応じて保健指導に活用します。
記載された個人情報は八幡市個人情報保護条例に従って適正に取り扱われます。
- 検診票を紛失した場合は、健康推進課にお問い合わせください。

問い合わせ 八幡市健康推進課 保健係 075-983-1115（直通）